

令和6年5月7日

保護者の皆様

生平小学校長 尾崎 智佳

学校における災害対応について(一部変更のお知らせ)

若草の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、岡崎市教育委員会より「暴風警報」「特別警報」などが発令された時の小中学校の災害対応について変更する連絡が入りました。PTA総会の時に配付した資料について内容を一部変更してあります。警報発令時の動きについて確認の上、よろしく願います。

1 「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

○児童が登校する以前に岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

「愛知県全域」または「岡崎市」に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている時は登校しない。

- (1) **午前6時まで**に警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 午前11時まで警報が解除された場合は、**午後1時から**授業を開始する。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

○児童の登校後に岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

- (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させようと判断した時は、授業を中止して速やかに下校させる。
- (2) 通学路が危険と認められる時や通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、当該児童の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

2 岡崎市に「特別警報」が発令された場合

○児童が登校する以前に岡崎市に「特別警報」が発令されている場合

「愛知県全域」または「岡崎市」に「特別警報」が発令されている時は登校しない。

※特別警報解除後も、児童は安全に登校できると判断できるまでは登校しない。学校は災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、災害や通学路等などの状況を見て、児童の登校について学校から保護者に連絡をします。

○児童の登校後に岡崎市に「特別警報」が発令された場合

- (1) 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者等への引渡し等）を迅速に行う。
- (2) 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

3 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 災害や通学路等などの状況を見て、児童の登校について、学校から保護者に連絡をします。連絡がない場合は、平常通り授業を開始します。
- (2) 居住する地域の状況等により、安全に登校できないと保護者の方で判断する場合は自宅待機し、無理に登校しないようにしてください。
- (3) 学校周辺及び児童が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認められる場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該児童を校内待機とし、下校させない対応をします。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼します。

4 その他

- ・「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されることが予想される場合には、メール配信、生平小ホームページ及び文書等で連絡いたします。
- ・近年、ゲリラ豪雨など急な天候の悪化も考えられます。家の周囲の冠水・山崩れ・橋の破損・道路の破損など、少しでも登校が危険な場合は無理に登校しないようにしてください。また、危険個所を発見したり、そのような情報を得たりした場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。

(この件に関する問い合わせ 生平小学校 47-2547 教頭 神谷明良まで)